

## 令和8年度シニアレジデント・専修医募集要項

### 1. 応募資格

- ・ 医師法第16条の2の規定に基づく初期臨床研修修了者で、その後、希望する診療科の新専門医制度に基づく専門研修プログラム期間相当の年数以上の臨床経験を有する方。

【シニアレジデント】平成29年以降に医師免許を取得した方。

【専修医】平成28年以前に医師免許を取得した方。

**※応募にあたっては、事前に病院見学または研修希望の診療科責任者に連絡のうえ、研修プログラムやローテーションの有無などを確認しておいてください。**

※ただし、地方独立行政法人大阪市民病院機構就業規則第5条（各就業規則により準用する場合を含みます。）に該当される方は、受験することができません。

### 2. 募集期間

令和7年11月5日（水）～各診療科の募集定員に達するまで

### 3. 試験日

令和8年1月20日（火）（応募書類提出締切：1月9日（金））

令和8年2月10日（火）（応募書類提出締切：1月30日（金））

※お時間等の詳細は、応募書類受領後ご連絡いたします。上記日程での面接がどうしても難しい場合は、ご連絡ください。

### 4. 試験会場

大阪市都島センタービル（大阪市都島区中野町5-15-21）

（日時等の詳細は応募者に対し文書で通知します。）

### 5. 試験内容

書類審査、個別面接

### 6. 試験結果

試験実施後、可否に関わらず本人に対し文書で通知します。

### 7. 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【シニアレジデント】

1年毎の更新制とし、更新希望者は各区分で原則として3年まで更新可能です。

ただし、更新の際は可否について勤務態度、活動状況等により判断します。

【専修医】

原則更新はありません。

### 8. 募集内容

#### (1) 募集診療科

〔総合医療センター〕

総合診療内科、感染症内科、腫瘍内科、整形外科、泌尿器科、心臓血管外科、呼吸器外科、消化器外科、産科、新生児科、小児循環器・不整脈内科、耳鼻いんこう科・頭頸部外科、小児耳鼻いんこう科、形成外科、集中治療部

〔十三市民病院〕  
糖尿病・内分泌内科

※各診療科の研修プログラムについては、募集案内パンフレットや大阪市民病院機構臨床研修医募集サイトをご確認下さい。

- (2) 募集人員  
各診療科ともに若干名

9. 待遇（予定）

- (1) 身分  
有期雇用職員
- (2) 給与  
月額 400,084 円（別途年 2 回賞与有）  
（令和 7 年度実績。金額は改定することがあります。）
- (3) 手当等  
通勤手当、宿日直手当（1 回 4 万円）、時間外勤務手当、扶養手当、  
住居手当（月 30,500 円上限）
- (4) 社会保険  
大阪市職員共済組合、厚生年金、雇用保険、地方公務員災害補償
- (5) 休暇  
年次有給休暇、夏季休暇、子の看護休暇、産前産後休暇、育児休業等
- (6) その他  
健康診断（年 2 回）  
機構内で定めるところにより学会出張費・参加費が支給されます。

10. 応募手続

応募される方は、次の書類を作成のうえ、担当あて持参または郵送してください。

- ① シニアレジデント・専修医採用申込書
- ② 履歴書
- ③ 推薦書
- ④ 研究業績目録
- ⑤ 医師免許証（写）（A 4 版に縮小）
- ⑥ 保険医登録票（写）
- ⑦ 臨床研修修了登録証（写）（またはそれに代わる証明書等）
- ⑧ 上記提出書類チェックリスト

11. 見学・研修内容等に関する問い合わせ先

各病院の診療科責任者までお問い合わせください。

- ・ 総合医療センター TEL (06) 6929-1221（代表）  
見学専用 E-mail : [resident-visit@osakacity-hp.or.jp](mailto:resident-visit@osakacity-hp.or.jp)
- ・ 十三市民病院 TEL (06) 6150-8000（代表）

## 12. その他

- ・ 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は合格を取り消すことがあります。
- ・ 提出書類はお返しいたしません。提出書類により取得した個人情報採用試験の実施の為に使用し、それ以外の目的には使用しません。ただし、合格者の提出書類については、採用に係る事務手続等に使用します。
- ・ 採用試験結果に関するお問い合わせには応じかねます。
- ・ 就業規則等掲載場所 [地方独立行政法人大阪市民病院機構ホームページ内](#)

### 大阪市民病院機構就業規則第5条（抜粋）

第5条 次の各号に該当する者は職員となることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 法人又は大阪市において懲戒解雇の処分又はこれに相当する処分を受けた者であって、当該処分の日から2年を経過していない者
3. 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 13. 問い合わせ・書類提出先

地方独立行政法人大阪市民病院機構  
大阪市立総合医療センター総務部総務課（人事担当）  
〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21  
TEL (06) 6929-3687（直通） FAX (06) 6929-7099  
E-mail : [bosyu@osakacity-hp.or.jp](mailto:bosyu@osakacity-hp.or.jp)